

日本高気圧潜水医学会専門技師制度規則

第 1 章 総則

第 1 条 この規則は、高気圧酸素治療の技術水準の進歩と安全性の向上を図ることを目的とする。

第 2 条 一般社団法人日本高気圧潜水医学会（以下「本会」という。）は、前条の目的を達成するために、日本高気圧潜水医学会専門技師（以下「専門技師」という。）を認定する。

第 2 章 専門技師制度の運用

第 3 条 本会は、専門技師制度を適正且つ円滑な運用をはかるために、認定・試験委員会を置く。

第 3 章 専門技師の認定審査

第 4 条 本会は、専門技師の認定を審査するために、認定・試験委員会の下に専門技師認定小委員会を設置する。

第 5 条 専門技師認定小委員会は、本会の代表理事が理事会の議決を経て委嘱した若干名の委員によって構成される。

第 6 条 専門技師認定小委員会は、認定・試験委員会副委員長（専門技師担当）が招集する。

第 4 章 専門技師認定申請の資格

第 7 条 専門技師の認定の審査を申請する者は、次の各項に定める資格を満たす者とする。

1. 申請時において、引き続き 2 年以上、本会会員であり、且つ臨床工学技士又は看護師もしくは准看護師であること。
2. 臨床工学技士又は看護師においては 2 年以上の臨床経験を有し、准看護師においては 3 年以上の臨床経験を有すること。

3. 日本高気圧潜水医学会専門技師制度施行細則（以下「細則」という。）に定める期間の高気圧酸素治療の臨床経験を有する者（勤務者）又は、それと同等の学識と技術を習得した者であること。

第 5 章 専門技師の審査及び認定

第 8 条 専門技師の認定を得ようとする者は、細則に定める申請書類を、申請手数料とともに認定・試験委員会に提出しなければならない。

第 9 条 専門技師認定小委員会は、毎年 1 回、専門技師申請書類の審査及び試験に基づいて、専門技師としての適否を決定し、審議結果は認定・試験委員会委員長から代表理事に報告される。

第 10 条 代表理事は、認定・試験委員会の報告に基づき、理事会の議を経て認定し、認定証書を交付する。

第 6 章 専門技師認定の更新

第 11 条 専門技師認定の有効期間は交付の日から 5 年とする。引続き専門技師の認定を得ようとする者は、細則に定める専門技師認定の更新手続きを行わなければならない。

第 12 条 専門技師認定小委員会は、毎年 1 回、専門技師更新申請書を審査し、その結果を認定・試験委員会委員長が代表理事に報告する。

第 13 条 代表理事は、専門技師認定小委員会が更新審査の結果、専門技師として適格と認めた者を、理事会の議を経て認定し、新たに認定証書を交付する。

第 7 章 申請内容についての直接審査

第 14 条 専門技師認定小委員会は、必要に応じて申請書類の内容について申請者に対して直接説明を求めることができる。

第 8 章 専門技師の喪失及び取り消し

第 15 条 専門技師は次の各項の理由により、その認定を喪失する。

1. 臨床工学技士又は看護師もしくは准看護師の資格を喪失したとき。
2. 本会会員の資格を喪失したとき。
3. 専門技師が自ら辞退したとき。
4. 専門技師の更新手続きを行わなかったとき。

第 16 条 専門技師としてふさわしくない行為のあったとき、又は専門技師として不適と認められたとき、代表理事は専門技師認定小委員会、理事会及び社員総会の議を経て、専門技師の認定を取り消すことができる。ただしこの場合、その専門技師に対し、弁明の機会が与えられなければならない。

第 9 章 高気圧酸素治療の認定施設の資格

第 17 条 本会は、専門医療者の育成にふさわしい高気圧酸素治療施設を認定施設として別に定める。

第 10 章 補則

第 18 条 この規則を施行するために、別に細則を定める。

第 19 条 この規則は、認定・試験委員会、理事会及び社員総会の議を経て変更することができる。

第 20 条 一般社団法人 日本高気圧環境・潜水医学会と一般社団法人 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会との合併に伴い、下記の様に定める。

1. 一般社団法人 日本高気圧環境・潜水医学会の高気圧酸素治療専門技師及び一般社団法人 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会の臨床高気圧酸素治療装置操作技師の専門技師資格はそのまま継続され日本高気圧潜水医学会専門技師と改称される。
2. 一般社団法人 日本高気圧環境・潜水医学会と一般社団法人 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会が合併した後の初回認定更新時は、各々の旧所属学会における認定制度の必要単位等の条件で更新審査を行い、その次の更新からは本規則に定める基準で更新審査を行う。但し、一般社団法人日本臨床高気圧酸素・潜水医学会の臨床高気圧酸素治療装置操作技師の更新条件として定められている『認定技師取得後 5 年間における日本臨床高気圧酸素・潜水医学会が指定する教育プログラム

ムに出席』については、日本高気圧環境・潜水医学会もしくは日本高気圧潜水医学会が開催する教育集会（基礎編及び臨床編）が相当する。

3. 一般社団法人 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会の非会員で臨床高気圧酸素治療装置操作技師の資格保有者は、合併後可及的速やかに入会することを推奨し、合併後の初回更新時には会員でなければならない。
4. 合併後に新規に専門技師を申請する場合は、合併後最初から本規則に定める基準で認定審査を行う。

付則

この規則は、1995 年 11 月 16 日から施行する。
この改定は、2000 年 11 月 9 日から施行する。
この改定は、2002 年 6 月 1 日から施行する。
この改定は、2004 年 1 月 24 日から施行する。
この改定は、2006 年 11 月 4 日から施行する。
この改定は、2010 年 11 月 28 日から施行する。
この改定は、2015 年 12 月 1 日から施行する。
この改定は、2018 年 11 月 29 日から施行する。
この改定は、2020 年 11 月 26 日から施行する。
この改定は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

日本高気圧潜水医学会専門技師制度施行細則

第 1 章 日本高気圧潜水医学会専門技師制度の施行及び運用

第 1 条 認定・試験委員会は、日本高気圧潜水医学会専門技師制度規則（以下「規則」という。）及び日本高気圧潜水医学会専門技師制度施行細則（以下「細則」という。）を運用し、運用にあたって生じた疑義を処理する。

第 2 条 認定・試験委員会は、日本高気圧潜水医学会専門技師（以下「専門技師」という。）の認定及びその更新に関する業務を担当する。

第 2 章 認定・試験委員会

第 3 条 一般社団法人日本高気圧潜水医学会（以下「本会」という。）の代表理事は、理事会の議決を経て、次の各号の委員を委嘱する。

1. 認定・試験業務を管掌する本会の理事 1 名

2. 本学の会員若干名

3. その他、理事会が必要と認めた会員若干名

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続 3 期（6 年）を超えることはできない。

第 5 条 認定・試験委員会の委員長は、細則第 3 条 1 に掲げる委員をもって充てる。認定・試験委員会に副委員長を 2 名配し、内 1 名は専門技師認定担当副委員長として専門技師認定小委員会を担任する。専門技師認定担当副委員長は専門技師認定審査業務を専決事項として掌理する。専門技師認定小委員会での審議結果は認定・試験委員会委員長から代表理事に報告される。認定・試験委員会委員長は、専門技師担当副委員長を兼務することができる。試験実施・書類点検などの委員会内業務に関しては専門医担当委員と専門技師担当委員が相互に協力して実施する。

第 6 条 委員に欠員を生じたときは、その後任は委員長が推薦し、委員会の議を経て代表理事が委嘱する。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 7 条 専門技師認定小委員会は専門技師認定小委員会全委員の 3 分の 2 以上の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。やむを得ない理由により専門技師認定小委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項に書面で票決することができる。

第 3 章 専門技師認定申請資格の基準

第 8 条 専門技師になろうとする者は、次の各項に定める資格をすべて備えていなければならない。

1. 高気圧酸素治療装置を有する医療施設において、2 年以上の高気圧酸素治療の臨床経験（実務経験）を有すること。
2. 2 年間で 10 症例以上の高気圧酸素治療経験を有すること。
3. 本会が定める教育集会の基礎編と臨床編を申請前の 3 年以内に受講していること。
4. 医師の指示のもと適正な高気圧酸素治療の施行に必要な知識と経験を有すること。
5. 前項の適正な高気圧酸素治療の施行に必要な知識について試験を行い評価する。

第 4 章 専門技師の認定

第 9 条 専門技師の認定を受けようとする者は、次の各項に定める書類を認定・試験委員会に提出しなければならない。

1. 専門技師認定申請書
 - 1) 臨床経験証明書
 - 2) 勤務証明書
 - 3) 高気圧酸素治療に関する症例報告（10 例）
2. 臨床工学技士又は看護師もしくは准看護師の免許証（写し）
3. 教育集会（基礎編及び臨床編）受講証（写し）

第 5 章 専門技師における勤務歴の証明

第 10 条 専門技師の認定を受けようとする者は、専門技師申請書の臨床経験証明書について、勤務した施設ごとに日本高気圧潜水医学会専門医（日本高気圧環境・潜水医学会高気圧医学専門医、日本臨床高気圧酸素・潜水医学会専門医）もしくは所属医療機関長の証明を得なければならない。

第 6 章 専門技師の更新

第 11 条 専門技師認定の有効期限の満了にともない、引き続いて専門技師の認定を得ようとするものは、過去 5 年間の会員歴と次に定める申請書類を資格認定が失効する 2 ヶ月前の月末（1 月末日）までに認定・試験委員会に提出しなければならない。所定の日限までに更新手続きを行い得なかった者は専門技師資格失効 1 年以内に理由を付して認定・試験委員会に届け出を行い、承認を得た上で失効の次年度に所定の認定更新の申請を行わなければならない。なお、その場合の認定有効期限は延長されない。

1. 専門技師認定更新申請書
 - 1) 履歴書
 - 2) 高気圧酸素治療業務証明書*¹
 - 3) 業績目録*²：学術論文，学会発表，学会出席
 - 4) 3) の証明（写し）

*1：専門技師認定更新時に高気圧酸素治療業務に従事していない者については、単位のみでの更新が可能である。但し、専門技師の学識と技術の維持のために、認定期間中に 1 回以上、教育

集会（基礎編及び臨床編）を受講し，受講証（写し）を提出しなければならない（業績目録の配点に加算可能）．

＊2：業績目録には，認定・試験委員会が定める別表の配点にしたがい，日本高気圧潜水医学会学術総会（もしくは日本高気圧環境・潜水医学会学術総会，日本臨床高気圧酸素・潜水医学会学術総会）出席 1 回以上，または地方会出席 1 回以上を含め，総合計 28 単位以上を取得しなければならない．

所定の期間に生涯教育単位を取得できなかった者は認定・試験委員会に届け出ることにより認定更新の期限を 1 年間に限り延長できる．なお，その場合の認定有効期限は延長されない．

第 7 章 専門技師の申請と審査料

第 12 条 申請者は毎年，認定・試験委員会が定めた月日までに，申請書類を提出しなければならない．

第 13 条 申請手数料は次の通りである．

専門技師審査手数料 10,000 円

専門技師更新手数料 10,000 円

第 14 条 既納の審査手数料ないし更新手数料は返納しない．

第 8 章 登録料

第 15 条 専門技師認定証書の交付を受ける者は，登録料として 10,000 円を納入しなければならない．

第 16 条 既納の登録料は返納しない．

第 9 章 例外措置

第 17 条 認定・試験委員会は、規則第 11 条にかかわらず、疾病療養・国内外留学・介護・産休・育休、などの理由により認定期限前までに予め更新手続きをとれなかった者については、3 年間を限度として認定更新申請手続きの期限を延長することができる。その場合の認定期間は 5 年とする。

第 10 章 補則

第 18 条 細則第 11 条にいう業績にかかわる単位数は、別表に定める配点にしたがうものとする。

付則

この細則は、2015 年 12 月 1 日から施行する。

この細則は、2018 年 11 月 29 日から施行する。

この細則は、2020 年 11 月 26 日から施行する。

この細則は、2021 年 10 月 15 日から施行する。

この細則は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、2024 年 6 月 27 日から施行する。

この細則は、2025 年 6 月 26 日から施行する。

別表 更新に必要な単位数に関する配点法

区分	学会と学術誌の種別	単位数	
		筆頭者	筆頭者以外
学術論文	日本高気圧潜水医学会雑誌に掲載された論文など	8 単位	2 単位
	日本高気圧潜水医学会雑誌に掲載された短報など	4 単位	1 単位
	日本高気圧潜水医学会が認める学術誌に掲載された論文など※注 1、注 2	4 単位	1 単位
学術集会発表	日本高気圧潜水医学会学術会	8 単位※注 3	2 単位
	日本高気圧潜水医学会地方会 日本高気圧潜水医学会が別に定める学術集会※注 1、注 2	4 単位	1 単位
		4 単位	1 単位
学術集会出席	日本高気圧潜水医学会学術総会	16 単位※注 3	
	日本高気圧潜水医学会地方会	8 単位	
	日本高気圧潜水医学会専門医研修講座	8 単位	
	日本高気圧潜水医学会教育集会	16 単位	
	高気圧酸素治療安全協会教育セミナー	4 単位	
	日本高気圧潜水医学会が別に定める学術集会※注 2	2 単位	

※注 1： 高気圧医学に関するものに限る。

※注 2： 日本高気圧潜水医学会が定める関連学会（高気圧医学に関する演題が含まれること）

①一般社団法人日本専門医機構が定める基本領域の医学会

②全国レベルの学会（地方会を含む）及び外国での高気圧医学に関する学会

※注 3： 筆頭者のプロシーディングについては学術総会参加を証明するものとして扱い、当該年度の学術総会参加証提出は不要であり、その場合認定単位は 24 単位となる。